

平成24年12月7日

特殊法人等・独立行政法人の給与水準の見直しについて

1. 特殊法人等

特殊法人等は、各法人の自律的・自主的な労使関係の中で、社会一般の情勢に適合するよう給与水準を定め、その適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を、今後着実に実施することとする。

主務大臣は、上記取組の実施状況や給与水準の在り方等の検証結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い背景と理由や講ずる措置と併せて毎年度公表する。行政改革担当大臣は、検証結果等について各主務大臣から報告を受け、取りまとめて公表する。

なお、今般の平成23年度の各法人の給与水準の再精査結果に関しては、主務大臣は、別紙のとおり、各法人に対して給与水準の見直しに係る具体的な措置を着実に講じるよう要請し、平成25年3月末を目途にこの要請についての各法人の実施状況を的確に把握する。行政改革担当大臣は、各主務大臣から各法人の実施状況について報告を受け、取りまとめて公表する。

2. 独立行政法人

国家公務員と比べて給与水準が高い独立行政法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努めるとともに、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施することとする。

主務大臣は、特殊法人等と同様に、給与水準の在り方等の検証結果を、講ずる措置等と併せて毎年度公表する。総務大臣は、検証結果等について各主務大臣から報告を受け、取りまとめて公表する。

なお、今般の平成23年度の各法人の給与水準の再精査結果に関しては、主務大臣は、各法人の給与改定に当たって、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請し、平成25年3月末を目途にこの要請についての各法人の実施状況を的確に把握する。総務大臣は、各主務大臣から各法人の実施状況について報告を受け、取りまとめて公表する。

(別紙)

法人名	要請する事項
日本中央競馬会	○ 給与水準が依然として高い状況にあり、社会一般の情勢に適合するよう、より一層の見直しを行うべきである。また、その改定に当たっては、民間企業、国家公務員等の給与水準や給与改定の動向を踏まえて行うとともに、賞与、手当等についても、同様に見直しを行うべきである。
沖縄振興開発金融公庫	○ 本俸の引下げ、手当等の見直しの取組を着実に実施すべきである。
沖縄科学技術大学院大学学園	○ 昇給抑制、手当等の見直しによる給与水準の適正化を図るほか、任期付職員の採用等の取組を進め、法人全体の職員の給与水準の抑制を図るべきである。
株式会社日本政策金融公庫	○ 国民に対する説明責任を果たすべく、職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準等については、その合理性について検証するとともに、検証した結果を国民に示すべきである。また、新給与制度の実施を通じて、人件費の膨張の抑制を図るべきである。
日本銀行	○ 国民に対する説明責任を果たすべく、金融政策における独立性を担保している日本銀行法の枠組みの下、職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準等については、その合理性について検証するとともに、検証した結果を国民に示すべきである。